

法・警察介入 歯止めにならず

ストーカー凶行どう防ぐ

平野・女性刺殺から考える

ストーカー事案に警察が介入したことで加害者が被害者に逆恨みを募らせ、懲りない殺人事件に発展する。大阪市平野区で昨年起きたストーカー殺人事件はまさにそんなケースだった。大阪地裁の公判で明かされたのは被告の男の病的な執着心。法も警察も歯止めにならないストーカーにどう対応すればいいのか。

裁判所命令も無視
大阪地裁で5月28日、殺人罪などで懲役30年が言い渡された無職の松本隆被告(59)。判決によると昨年5月2日未明、飲食店アルバイト従業員、井村由美さん(38)を殺害。同じ



※検察側の冒頭陳述など参照

平成25年3月ごろ	松本隆被告、元妻に新たな交際相手がいることを知る
6月下旬	元妻の勤務先へ乗り込み暴行
9月上旬	傷害罪などで懲役2年、執行猶予5年の判決、釈放直後 飲食店で井村由美さんと知り合う
10月初め	元妻に電話を繰り返しかけたとして、DV防止法に基づき裁判所から保護命令
10月中旬	元妻に電話再開
26年3月上旬	井村さんがストーカー被害を大阪府警松原署に相談。署は当日に口頭注意
翌日	松原署から事情聴取→井村さん殺害を考える
3~4月	別の警察署からも元妻へのDV防止法違反の疑いで事情聴取→元妻の殺害も決意
4月初め	府警は井村さんのストーカー被害が収束したと判断。2週間に1回の安全確認を月1回に変更
5月2日	井村さんを殺害。元妻の勤務先で待ち伏せるも逮捕され未遂に

警察のストーカー対応は平成11年の埼玉県桶川市のストーカー殺人事件以降、全国で凶悪事件が続発する度に批判にさらされ、変革を迫られてきた。

25年10月に起きた東京都三鷹市の女子高生殺害事件では、女子高生が事件当日に警察署に相談していたことが判明。警視庁が事件の検証報告で「危険性の判断に問題があった」と認める事態に発展した。これを受けて警察庁は同年12月、基本方針を転換。

逮捕優先、専門部署も

警告を優先していた従来の対忾を改め、逮捕を優先するよう都道府県警に要請した。同時に相談窓口の生活安全部門と捜査担当の刑事部門を一元化。被害相談の段階から両部門が一緒に対忾するようになった。

現在は全国の警察本部でストーカー対策の専門部署が発足。大阪府警などでは担当者を増員し、被害相談を受けた加害者に治療を促す取り組みも始まった。

その後も井村さんにメールを送つたりしたため、3月中旬に規制法に基づく警告を受けた。同期、元妻の相談を受けた別の警察署からもDV防止法に基づく

日に元妻の殺害も計画していた。予兆はあった。2人の女性は事前に身の危険を感じ、それぞれ警察に相談するなどしていたのだ。

み暴行、府警に傷害容疑などで逮捕された。今回の公判で当時の心境を問われ、「殺したい気持ちでいっぱいだった」と述べた。

一方、判決後に釈放されても間もなく、たまたま入ったスナックで会ったのが井村さんだった。悩みを聞いてくれる姿勢に慰められ、11月ごろには「元妻への恨みを忘れるようになつた」。だが、今度は井村さんへのストーカー行為が始まった。26年3月上旬、井

村さんが松原署に相談したことで状況は悪化する。同署からストーカー規制法に基づいて口頭で注意を受け、翌日に事情聴取された。「これ以上すると罪になる」という署員の言葉に「自分がストーカーなんて意味不明だった。腹が立ち、殺そうという気持ちが芽生えた」。

メスティックバイオレンス(DV)防止法に基づき、裁判所から元妻への接触を禁じる保護命令が出されたが、10日後には命令を無視して電話を再開した。

聴取で状況悪化

保護命令を無視した容疑で事情聴取された。薄れていった元妻への恨みが再燃し、2人の殺害を決意した。

以降、2人と接触せず殺害の機会を待つたため、警察も異変を察知できなかつた。府警は井村さんの危険度を当初、3段階の2番目と判定していたが、4月初めの状況確認で被害は収まつたと判断。安全確認の連絡を2週間に1回から月1回に変更した。事件が起きたのは、ちょうど月1回の連絡を入れる日だった。

専門家交え対応を

強い執着心を持つ加害者にとって警察の介入は逆効果を生む場合もある。法も警察も軽視し、次の行動の予測が難しいストーカーはどう対処すればいいのか。

心理学者や精神科医、保護観察官らがチームとなり、被害相談段階で加害者の人物像や行動パターンを分析。効果的なアプローチ方法を考えてから接触する。警察が介入する場合もあれば、逆恨みされる危険性を見込んで和解を探ったり、治療を勧めたりして柔軟に対応しているという。

福井氏は「警察から突然

警告されると、頭に血が上つてしまふ加害者もいる。加害者側の言い分を聞く場を設けるなどした上で、適切な対応を考える必要がある」と提言する。

警察庁OBの後藤啓一弁護士は「今回は警告から事

件まで2カ月近くストーカー行為がやんでいた。危険性を見抜くのは警察も被害者も至難の業だ」と対応の限界を指摘する。これに対し、警察庁と協力してスト

ーカー加害者の治療に取り組む精神科医の福井裕輝氏は、警察が介入する前段階から専門家を交えて対応を考えるべきだとし、モデルケースとして英国の警察主導の公的機関「ストーキングクリニック」を挙げる。